

# 利根沼田家保だより2024



利根沼田農業事務所 家畜保健衛生課  
 (利根沼田家畜保健衛生所)  
 〒378-0031 沼田市薄根町 4412  
 電話 0278-24-3888



## ● 所長挨拶

日頃より家畜保健衛生業務に対しまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

4月の人事異動により利根沼田農業事務所家畜保健衛生課長として着任いたしました小屋と申します。また、令和6年度の定期人事異動により、5人の職員のうち3人が異動となり、新規採用職員も配属となりました。職員一同力を合わせ誠心誠意業務に取り組んで参りたいと思います。

さて、昨年度については、1月1日に高山村の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが確認されました。関係機関の協力のもと、迅速な防疫措置を行い、早期収束に努めました。

世界ではアフリカ豚熱と口蹄疫のまん延が大きな問題となっています。これらは、肉製品や衣服、靴などを介して感染拡大し、日本に侵入すれば、畜産物の安定供給に深刻な悪影響を与えるおそれがあります。家畜伝染病の発生を予防するためには、農場内に病原体を持ち込まないことが重要であり、飼養衛生管理基準の遵守に努めていただきたいと思います。

利根沼田農業事務所として農家の方々が、安心して経営できる体制を作っていけますよう取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## ● 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について

検査対象地域：昭和村

検査対象牛：6か月齢以上の搾乳用雌牛と繁殖用雌牛

検査日程：10月までに実施予定。各農場と相談して決定。

検査項目：ヨーネ病



県外導入牛のヨーネ病検査項目が糞便の検査のみになりました

令和6年4月より抗体検査が不要となり、糞便の遺伝子検査のみになりました。

ヨーネ病遺伝子検査 1頭あたり 1290円

## ● 死亡牛の BSE 検査対象が変更されました。家保への届出対象は死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛です



令和6年4月1日より、BSE 検査対象となる牛の月齢区分が廃止され、検査対象牛は治療に反応しない進行性の神経症状や行動異常を示す牛になりました。

(96 か月齢以上の一般的な死亡牛については、BSE 検査が廃止されます。)

家保への届出対象は、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛です。BSE を否定できない症状を呈して牛が死亡した場合は、家保までご連絡ください。

※生前、神経症状や行動異常を示した牛に関しては NOSAI 家畜診療所や開業獣医師等の検案を受けるようにお願いします。

## 家畜保健衛生所への死亡牛届出基準について（3月家保だよりの訂正）

3月の家保だよりで、「全ての死亡牛が家保への届出が必要（月齢制限なし）」とお知らせしましたが、届出に例外規定があり、正確には「死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた全ての月齢」が届出対象です。お詫びして訂正させていただきます。

## ●3年以上届け出のない長期飼育牛が検索サービスから除外されます

牛の個体識別番号の情報について、令和5年7月1日時点で、3年以上届け出がない長期飼育牛（所在不明牛\*）について、令和5年11月から検索サービスでの公表から除外されました。所在不明牛として検索サービスから除外された個体識別番号は令和6年7月を目安に農林水産省により履歴の完結処理（死亡処理）が行われます。

除外手続期間：令和5年11月16日～令和6年7月31日

履歴の完結処理（死亡処理）：令和6年7月

※所在不明牛：最終届出後3年以上異動の届出がなく、以下の条件に合致する牛

- ・ 乳用種：10歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛
- ・ 肉専用種：15歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛
- ・ 交雑種：3歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛

検索できない個体識別番号について、牛が生存している場合は

関東農政局群馬拠点（027-221-1184）に連絡してください。

## ●令和6年度家畜人工授精師養成講習会の開催について

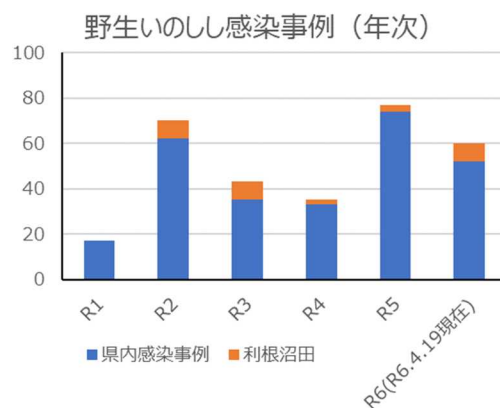
講習会を次のとおり開催いたします。

- ・ 講習会開催期間：令和6年6月27日（木）～7月26日（金）（土・日・祝祭日を除く）
- ・ 修業試験：令和6年7月29日（月）～7月31日（水）
- ・ 開催場所：群馬県畜産試験場
- ・ 受講申請書提出期限：令和6年5月27日（月）
- ・ 提出先：利根沼田家畜保健衛生所

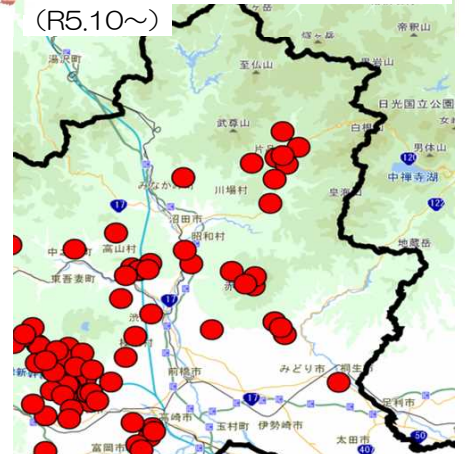
受講を希望される方は、利根沼田家畜保健衛生所までお問い合わせください。

## ●野生いのししの豚熱感染事例の増加について

令和元年10月に県内で初めて野生いのししの豚熱感染事例が確認され、令和6年4月19日現在302例が確認されています。そのうち、半数に近い127例が令和5年10月以降に捕獲または死亡した事例から確認されたもので、豚熱の脅威が高まっていることがご理解いただけると思います。利根沼田管内でも養豚場に近いエリアで捕獲された野生いのししの陽性が継続しています。農場内にはカラス等の野鳥や小型野生動物、肉食のハエを介してウイルスが持ち込まれていると考えて、防鳥ネットの修理、農場内外を分けた専用長靴や衣服の着用、車両や持ち込み器具機材の消毒の徹底をお願いいたします。



【利根沼田周辺野生いのしし感染事例】  
(R5.10～)

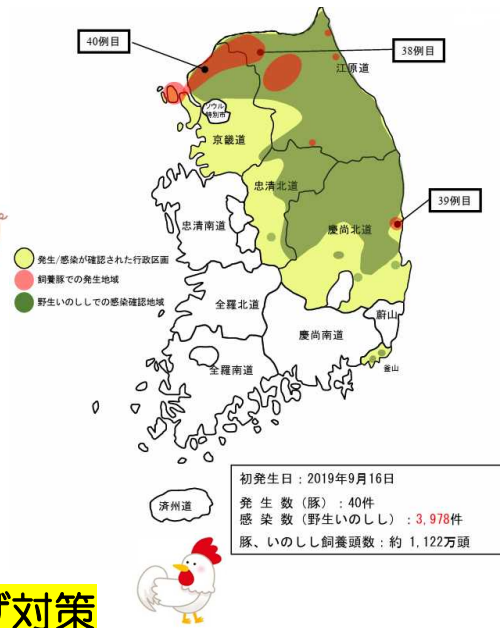


## ●豚熱ワクチン接種について



防疫指針の改正により、豚熱ワクチンを接種した豚等を、接種区域内の施設に移動させる際のV字標識の義務付けが無くなりました。北海道に移動する場合を除き、V字は不要です。

また、新たに登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種に取り組みたい農場がありましたら、手続きをご案内します。当所までご連絡ください。



## ●韓国におけるアフリカ豚熱の感染拡大について

韓国では、2019年に養豚場1例目のアフリカ豚熱の発生が確認されて以降、4月15日現在40例の発生が確認されています。

野生いのししの感染は、韓国全体で3,978例になり、特に日本と交流が多い釜山では2023年12月の侵入以降一気に拡大して24例になり、日本への侵入リスクは一層増しています。

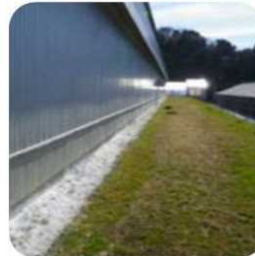
## ●次のシーズンに向けた高病原性鳥インフルエンザ対策

渡り鳥の飛来に伴い、国内では10月から5月を高病原性鳥インフルエンザのリスクが高い時期としていますが、4月8日に栃木県那須塩原市で回収されたフクロウで陽性が確認されるなど、環境中のウイルス量は完全に安心できる状況ではありません。

管内では、今シーズンの発生は防ぐことが出来ましたが、今から次のシーズンに向けて、野鳥や野生動物が鶏舎内に入らないよう、畜舎の修繕、開口部の隙間の補強、防鳥ネットの貼り替え等、進めていただくようお願いいたします。



集卵コンベアなどの開口部の隙間を塞ぐ。  
普段目の届きにくい屋根裏や入気口も点検し、破損があれば補修。



農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

## ●伝染病発生時に備えた農場の分割管理について



鳥インフルエンザや豚熱等の伝染病が発生した場合、農場の全家畜を殺処分することになります。農場の分割管理は、現在1農場として管理している農場を、あらかじめ複数に分割し、別農場として人・物等による交差をなくしておくことで、発生農場となる範囲を限定する取組です。現時点で農場が2か所(2サイト)に分かれている農場は取組みやすいと思います。検討のお考えがある農場は、方法を一緒に考えたいと思いますので、取り組む前に家保にご連絡ください。

## ●令和6年度から定期報告等の手続きが電子化されます

令和5年度の定期報告を提出いただきありがとうございました。

令和6年度から申請の電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を利用した手

続きが可能となります。令和6年度から電子申請可能な手続きは以下のとおりです。申請に際し、事前にeMAFF IDの取得をお願いします。

また、手続きの電子化のためのスマホ向けアプリもR6年度から開始予定です。

これまで同様、紙面での報告も可能ですが、オンライン申請をぜひご活用ください。詳細は別添リーフレットを参照ください。

【令和6年度以降に電子化予定の手続き】

- ・定期報告 ※R7年2月提出分から
- ・令和6年10月から家きんの一斉点検（家きんの所有者）
- ・令和7年5月から豚等の一斉点検（豚等の所有者）



## ● 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の報告をお願いします

死亡家畜（牛、豚等）を処理する際は、廃棄物処理法に基づき、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を記載しなければなりません。同封、あるいは直接お渡しした前年度分のマニフェストをもとに、「産業廃棄物管理票交付状況報告書」（別添用紙）を作成し、6月末までに利根沼田環境森林事務所（振興局庁舎2階）あてに提出をお願いします。

## ● 家保の検査手数料のインボイス対応について

令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。家保の検査手数料にも一部課税対象となるものがあるため、特にご要望が無い場合は、証紙または現金でお支払いいただいた検査手数料のうち、課税対象となる手数料の請求書を検査翌月に前月ひと月分をまとめて発行しております。大切に保管していただきますようお願いいたします。

なお、現金で検査料をお支払いいただいた際にお渡しする現金領収伝票記載の金額は、課税の有無に関わらずお預かりした金額すべてを記載しております。課税対象手数料のみを記載するインボイス対応の請求書とは記載する金額が異なりますので、ご了承ください。

## ● 利根沼田家畜保健衛生所の新体制について

【令和6年度人事異動があり、以下の人員体制となりました。昨年度同様、よろしく申し上げます。】

所長：小屋 正博、 次長：角田 成幸、 衛生防疫係長：野末 紫央

係員：茂木 麻奈美、 角田 真実

## ● 別添文書をご確認ください

- ・【R6年4月変更】BSE 検査対象牛（牛飼養者、関係者のみ）
- ・定期報告等の手続きが電子化されます
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式、記載例
- ・検査手数料一覧表
- ・家畜伝染病侵入防止への協力をお願い

◆既に廃業された方に本日よりが届きましたら、お手数ですが当所までご一報ください◆

利根沼田家畜保健衛生所

〒378-0031 沼田市薄根町4412

TEL 0278-24-3888 FAX 0278-24-3889

（夜間・休日の電話は転送されます。）